

海洋管理のための離島における保全・管理・利活用の あり方に関する検討委員会（第2回）議事概要

1. 本日、第2回検討委員会が開催され、事務局（国土交通省総合政策局海洋政策課）から、「検討の基本的な方向性について」、「諸外国の無人島管理施策や島に関する国際判例について」についての説明を行った。
2. 説明後の質疑応答の概要は、以下のとおり。
 - 世界的には、排他的経済水域（EEZ）の設定を放棄した事例も存在しており、これを突き詰めれば、無人島の周辺海域には排他的経済水域（EEZ）が設定されずにみんなが使える公海や深海底になっている方が望ましいという考え方もあり得る。

諸外国においても、あくまでもナショナルインタレストのために海洋保護区等を設定して無人島と周辺海域を管理しているものと思われるが、これを国際社会の共通利益にかなうものにまで高めて対外的にアピールしている。

従って、検討の基本的な方向性としては、無人島及びその周辺海域を国際社会の共通利益にも資するような形でしっかりと管理するので、沿岸国としてその周辺海域の海洋資源についても管理するというロジックとなる、との指摘があった。
 - 海洋環境の保全や海上交通の安全の確保等、国際社会の共通利益に即した諸外国の無人島管理施策の事例については、無人島及びその周辺海域における経済的活動が含まれている。

本委員会としては、暗礁等を強引に開発して人工島等にした上で管理している事例を踏まえた上で、我が国における海洋管理のための離島における保全・管理・利活用のあり方としては、そうした強引な開発事例と一線を画す方向性であることも明確にすべき、との提案があった。
 - 欧米諸国においては、遠隔の離島において海域の境界画定条約を締結したり、無人島に排他的経済水域（EEZ）を設定するために海域の境界画定条約を締結する事例も散見される。

我が国においても、大陸棚限界の設定の動向にもよるが、近隣隣国との間で無人島に関わる海域の境界画定条約を締結することもありうるので、無人島に関わる条約の締結を国際法の観点から重要な管理ツールとして活用し、離島管理を盤石なものとするべき、との提案があった。
 - 諸外国における無人島管理施策のうち、海洋保護区については周辺海域における航行規制が無害通航との関係で問題のあるものと思われるなど、国連海洋法条約に照らして問題のあるものも含まれているように見られるので、そのような観点からの精査も行うべき、との意見があった。

また、無人島が海上交通の安全確保に果たす役割については、我が国の周辺海域における主要な航路がどこにあり、船舶航行数がどのようになっているのか、ということ踏まえた上で、そのオプションとしての航行規制については慎重に議論がされるべき、との意見があった。

- 離島管理施策としては、公共事業中心の法体系となっており外洋の離島も内水の離島も一律に扱われている「離島振興法」ではうまく対応できていないと考えているところ、我が国における国境離島の保全・管理・利活用のあり方を検討するに当たっては、具体的な国境離島についての近隣の有人島のバックアップの程度やその離島の置かれている状況、周辺の海洋環境など具体的なデータを踏まえて、どのような離島管理施策を展開すべきなのかという方針を検討すべき、との意見があった。

3. 第3回の検討委員会は、開催までの間に「諸外国の無人島管理施策や島に関する国際判例について」を踏まえた民間企業や地方公共団体に対するアンケート調査を行い、その結果をとりまとめた上で実施することとし、日程については今後各委員と調整して開催することとなった。